

○部課長及び署長事務専決規程

昭和42年12月27日
高知県警察本部訓令第25号

題名改正〔昭和53年本部訓令第20号〕

〔沿革〕 昭和43年3月29日高知県警察本部訓令第3号、6月28日第14号、44年4月23日第10号、8月28日第14号、11月26日第17号、45年2月7日第2号、4月17日第5号、46年3月5日第2号、6月10日第11号、10月15日第14号、12月1日第18号、47年2月21日第1号、6月19日第9号、11月6日第15号、48年3月23日第4号、4月16日第7号、49年8月1日第13号、53年6月1日第6号、10月23日第20号、11月18日第23号、12月1日第25号、54年3月7日第6号、20日第9号、4月1日第11号、56年3月27日第9号、3月24日第6号、6月25日第16号、57年1月20日第2号、4月12日第9号、58年3月11日第2号、60年2月12日第2号、3月29日第8号、4月10日第12号、10月18日第21号、第22号、61年3月25日第7号、62年3月20日第8号、平成元年4月27日第9号、2年9月1日第21号、3年1月1日第1号、2月6日第2号、3月19日第12号、8月5日第18号、4年2月6日第3号、4日第4号、29日第6号、3月23日第10号、5月22日第14号、7月23日第16号、11月1日第21号、5年3月15日第3号、6年4月1日第7号、12日第2号、5月10日第11号、11月10日第18号、12月8日第20号、7年2月24日第2号、10月25日第18号、8年4月1日第6号、11月13日第16号、9年3月31日第5号、11月14日第13号、10年1月26日第1号、3月31日第4号、4月16日第5号、11月5日第11号、11年3月17日第2号、12年3月28日第9号、6月16日第13号、27日第15号、10月4日第17号、11月10日第18号、13年1月30日第3号、14年5月9日第12号、24日第14号、15年6月2日第14号、9月1日第19号、16年4月1日第6号、17年6月21日第16号、11月29日第25号、18年4月1日第4号、4月24日第16号、6月27日第20号、19年6月1日第23号、12月14日第36号、20年2月25日第3号、3月17日第8号、4月21日第17号、11月14日第27号、11月28日第28号、21年3月27日第8号、5月29日第15号、12月3日第23号、22年3月26日第2号、31日第6号、9月1日第14号、12月15日第20号、23年3月10日第9号、24年3月23日第3号、4月26日第17号、5月24日第19号、8月29日第24号、10月25日第25号、25年3月29日第5号、26年3月17日第7号、8月5日第22号、9月25日第24号、27年1月30日第2号、27年3月26日第9号、27年5月29日第16号、平成28年3月17日第7号、平成28年3月25日第9号、平成29年3月10日第8号、29年6月13日第24号、30年9月26日第11号、31年3月27日第11号、令和2年3月16日第2号、令和3年2月1日第1号、令和3年12月22日第29号、令和4年3月14日第6号、令和4年3月29日第10号、令和4年5月13日第25号、令和5年2月17日第1号、令和5年3月22日第6号、令和5年9月1日第21号、令和6年3月15日第3号、令和6年3月26日第4号、令和7年3月18日第5号、令和7年8月18日第20号、令和7年9月12日第22号、令和7年11月25日第25号、令和7年12月26日第27号

警察本部
警察署

(趣旨)

第1条 この訓令は、部課長（通告官を含む。以下同じ。）及び署長の専決することができる事務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和43年本部訓令第14号〕

(部課長の専決事項)

第2条 部課長は、別に定めのあるもののほか、別表第1に掲げる事項に係る事務を専決することができる。

(署長の専決事項)

第3条 署長は、別に定めのあるもののほか、別表第2に掲げる事項に係る事務を専決することができる。

(専決上の留意事項)

第4条 前2条の規定により専決することができる事務であっても、重要若しくは異例又は疑義のあるものについては、本部長に報告し、決裁を受けて処理しなければならない

ない。

- 2 専決しようとする事務が公安委員会の権限に属するものであるときは、公安委員会の名において専決しなければならない。

(報告)

- 第5条** 部課長及び署長は、専決した事務について、適宜処理の概要を本部長に報告するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和43年1月1日から施行する。
(旧規程の廃止)
- 2 高知県公安委員会事務警察署長専行規程（昭和30年12月本部訓令第16号）は、廃止する。
(経過規定)
- 3 この規程施行前における部課長および署長の事務専決処分は、それぞれ、この規程に基づいてなされたものとみなす。

付 則（昭和43年3月29日高知県警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則（昭和43年6月28日高知県警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

付 則（昭和44年4月23日高知県警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和44年4月23日から施行する。

付 則（昭和44年8月28日高知県警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和44年9月1日から施行する。

付 則（昭和44年11月26日高知県警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和44年11月26日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。〔以下略〕

付 則（昭和45年2月7日高知県警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和45年2月7日から施行する。

付 則（昭和45年4月17日高知県警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和45年4月7日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

付 則（昭和46年3月5日高知県警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和46年3月5日から施行する。

付 則（昭和46年6月10日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則（昭和46年10月15日高知県警察本部訓令第14号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和46年10月20日から施行する。

付 則（昭和46年12月1日高知県警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和46年12月1日から施行する。

付 則（昭和47年2月21日高知県警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和47年2月21日から施行する。

付 則 (昭和47年6月19日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、昭和47年6月19日から施行する。

付 則 (昭和47年11月6日高知県警察本部訓令第15号)

この訓令は、昭和47年11月10日から施行する。

付 則 (昭和48年3月23日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和48年3月24日から施行する。〔以下略〕

付 則 (昭和48年4月16日高知県警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和48年4月16日から施行する。

付 則 (昭和49年8月1日高知県警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則 (昭和53年6月1日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則 (昭和53年10月23日高知県警察本部訓令第20号)

この訓令は、昭和53年10月23日から施行する。

附 則 (昭和53年11月18日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則 (昭和53年12月1日高知県警察本部訓令第25号)

この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月7日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和54年3月7日から施行する。

附 則 (昭和54年3月20日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、昭和54年3月20日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日高知県警察本部訓令第11号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月27日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月24日高知県警察本部訓令第6号)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定のうち「職員の勤務を要しない時間の指定及び変更の承認申請に関すること。」については、昭和56年3月29日から施行する。

附 則 (昭和56年6月25日高知県警察本部訓令第16号)

この訓令は、昭和56年6月25日から施行する。

附 則 (昭和57年1月20日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、昭和56年1月20日から施行する。

附 則 (昭和57年4月12日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、昭和57年4月12日から施行し、昭和57年3月20日から適用する。

附 則 (昭和58年3月11日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、昭和58年3月11日から施行する。

附 則 (昭和60年2月12日高知県警察本部訓令第2号)

この規程は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (昭和60年3月29日高知県警察本部訓令第8号)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月10日高知県警察本部訓令第12号)

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年10月18日高知県警察本部訓令第21号)

この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 (昭和60年10月18日高知県警察本部訓令第22号)

この規程は、昭和60年10月18日から施行する。

附 則 (昭和61年3月25日高知県警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月20日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月27日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年9月1日高知県警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 (平成3年1月1日高知県警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成3年2月6日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成3年2月15日から施行する。

附 則 (平成3年3月19日高知県警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年8月5日高知県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成3年8月15日から施行する。ただし、警務部長、課長（共通）及び警務課長の専決事項に係る改正規定並びに署長専決事項に係る改正規定については平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成4年2月6日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 (平成4年2月4日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年2月29日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月23日高知県警察本部訓令第10号抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年5月22日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成4年6月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月23日高知県警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成4年7月23日から施行する。

附 則 (平成4年11月1日高知県警察本部訓令第21号)
この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月15日高知県警察本部訓令第3号)
この訓令は、平成5年3月22日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日高知県警察本部訓令第7号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年4月12日高知県警察本部訓令第2号)
この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成6年5月10日高知県警察本部訓令第11号)
この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成6年11月10日高知県警察本部訓令第18号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年12月8日高知県警察本部訓令第20号)
この訓令は、平成6年12月8日から施行する。

附 則 (平成7年2月24日高知県警察本部訓令第2号)
この訓令は、平成7年2月24日から施行する。

附 則 (平成7年10月25日高知県警察本部訓令第18号)
この訓令は、平成7年10月25日から施行し、同月18日から適用する。

附 則 (平成8年4月1日高知県警察本部訓令第6号)
この訓令は、平成8年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年11月13日高知県警察本部訓令第16号)
この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日高知県警察本部訓令第5号)
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年11月14日高知県警察本部訓令第13号)
この訓令は、平成9年11月14日から施行する。

附 則 (平成10年1月26日高知県警察本部訓令第1号)
この訓令は、平成10年1月26日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日高知県警察本部訓令第4号)
この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月16日高知県警察本部訓令第5号)
この訓令は、平成10年4月16日から施行する。

附 則 (平成10年11月5日高知県警察本部訓令第11号)
この訓令は、平成10年11月5日から施行し、同年11月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月17日高知県警察本部訓令第2号)
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日高知県警察本部訓令第9号)
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月16日高知県警察本部訓令第13号)
この訓令は、平成12年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、第5

条の改正規定は同年5月29日から適用する。

附 則 (平成12年6月27日高知県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年10月4日高知県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月10日高知県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則 (平成13年1月30日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成13年1月30日から施行する。ただし、別表第2の専決事項欄第1号中「、合併の承認」を「、合併の承認、分割の承認」に改める部分は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月9日高知県警察本部訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。〔以下略〕

附 則 (平成14年5月24日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月2日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成15年6月2日に施行し、この訓令による改正後の部課長及び署長専決規程の規定は同年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年9月1日高知県警察本部訓令第19号)

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月21日高知県警察本部訓令第16号)

(施行期日)

1 この規程は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下次項において「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成17年6月21日から施行する。

(準備行為)

2 改正法第3条の規定による改正後の道路交通法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手続その他の行為に係る部分については、この規程の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成17年11月29日高知県警察本部訓令第25号)

この訓令は、平成17年11月29日から施行し、改正後の部課長及び署長専決規程の一部を改正する訓令の規定は、平成17年11月21日から適用する。

附 則 (平成18年4月1日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月24日高知県警察本部訓令第16号)

この訓令中別表第1生活環境課長の部及び別表第2の改正規定は平成18年5月1日から、その他の改正規定は平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日高知県警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成18年6月27日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月14日高知県警察本部訓令第36号)

この訓令は、平成19年12月14日から施行する。

附 則 (平成20年2月25日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日高知県警察本部訓令第8号)

(施行期日)

- 1 この訓令中別表第1生活環境課長の部の改正規定は平成20年4月1日から、その他の改正規定は平成20年5月1日から施行する。
- 2 平成20年5月1日前にされた散弾銃又は空気銃の新規所持許可申請に係る許可は、この訓令による改正前の部課長及び署長事務専決規程の規定により署長が専決するものとする。

附 則 (平成20年4月21日高知県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成20年4月21日から施行する。

附 則 (平成20年11月14日高知県警察本部訓令第27号)

この訓令は、平成20年11月14日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日高知県警察本部訓令第28号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1高速隊長の部の改正規定は、平成21年3月29日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日高知県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月3日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成21年12月4日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則 (平成22年9月1日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月15日高知県警察本部訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月10日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月26日高知県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成24年4月26日高知県警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成24年5月25日から施行する。

附 則（平成24年8月29日高知県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成24年8月29日から施行する。

附 則（平成24年10月25日高知県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則（平成25年3月29日高知県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日高知県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月5日高知県警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成26年8月11日から施行する。

附 則（平成26年9月25日高知県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年1月30日高知県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成27年1月30日から施行する。

附 則（平成27年3月26日高知県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日高知県警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日高知県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成28年3月23日から施行する。

附 則（平成28年3月17日高知県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日高知県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年6月13日高知県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成30年9月26日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

附 則（平成31年3月27日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日高知県警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月1日高知県警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年12月22日高知県警察本部訓令第29号）

この訓令は、令和3年12月30日から施行する。

附 則（令和4年3月14日高知県警察本部訓令第6号）
この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年3月29日高知県警察本部訓令第10号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月13日高知県警察本部訓令第25号）
この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年2月17日高知県警察本部訓令第1号）
この訓令は、令和5年2月17日から施行する。

附 則（令和5年3月22日高知県警察本部訓令第6号）
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月1日高知県警察本部訓令第21号）
この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日高知県警察本部訓令第3号）
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日高知県警察本部訓令第4号）
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日高知県警察本部訓令第5号）
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年8月18日高知県警察本部訓令第20号）
この訓令は、令和7年8月19日から施行する。

附 則（令和7年9月12日高知県警察本部訓令第22号）
この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年9月12日高知県警察本部訓令第22号）
この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年11月28日高知県警察本部訓令第25号）
この訓令は、令和7年11月28日から施行する。

附 則（令和7年12月26日高知県警察本部訓令第27号）
この訓令は、令和7年12月30日から施行する。

別表第1 (第2条関係) 一部改正 [昭和43年本部訓令3号・14号・44年10号・14号・17号・45年2号・5号・46年2号・11号・47年1号・9号・15号・48年4号・7号・49年13号・53年6号・20号・23号・25号・54年6号・9号・11号・55年9号・56年6号・16号・57年2号・9号・58年2号・60年2号・8号・12号・21号・22号・61年7号・62年8号・平成元年9号・2年21号・3年1号・2号・12号・18号・4年4号・3号・6号・10号・14号・16号・21号・5年3号・6年7号・2号・11号・18号・20号・7年2号・18号・8年6号・16号・9年5号・13号・10年1号・4号・5号・11号・11年2号・12年9号・13号・15号・17号・18号・13年3号・14年12号・14号・15年14号・19号・16年6号・17年16号・25号・18年16号・20号・19年23号・36号・20年3号・8号・17号・27号・28号・21年8号・23号・22年2号・6号・14号・20号・23年9号・24年3号・17号・19号・24号・25号・25年5号・26年7号・22号・24号・27年2号・9号・16号・28年7号・9号・29年8号、29年24号、30年11号、31年11号・令和2年2号・令和3年1号・令和3年29号・令和4年6号・令和4年10号・令和4年25号・令和5年1号・令和5年6号・令和5年21号・令和6年3号・令和6年4号・令和7年5号・令和7年20号、令和7年22号]

部 課 長 専 決 事 項

専 決 者	専 決 事 項	備 考
部 長 (共通)	1 課長(免許センター長、交機隊長、高速隊長、機動隊長及び警察学校長を除く。)の旅行命令に関する事 こと。ただし、重要又は特異な用務による旅行命令は、 本部長の承認を受けなければならない。 2 課長の時間外勤務を命ずること。 3 課長の休暇、欠勤、旅行、外泊、部分休業(高齢 者部分休業は含まない。)等の願届に関する事 こと。 4 官公署その他に対する照会及び回答に関する事 こと。 5 所掌事務の調査及び連絡に関する事 こと。 6 部内各課の調整に関する事 こと。 7 その他所掌事務のうち、事案が軽易であって、本 部長の決裁を受ける必要がないと認める事 こと。	
警 務 部 長	1 巡査部長以下の警察官及び主任以下の一般職員の 任免に関する事 こと。 2 退職手当の裁定に関する事 こと。 3 本部警察官に対する教練の実施に関する事 こと。 4 本部職員に対する一般教養の実施に関する事 こと。 5 警察文庫の運営に関する事 こと。 6 警察大学校の入校派遣に関する事。ただし、警 察運営科及び警部任用科に関するものを除く。 7 管区警察学校の入校派遣に関する事 こと。 8 文書逡送に関する事 こと。 9 警察年鑑の編集及び配分に関する事 こと。 10 定例の警察統計(犯罪統計を除く。)に関する事 こと。 11 警察学校における各種教養実施概況報告に関する 事 こと。 12 高知県情報公開条例(平成2年県条例第1号)第	

刑 事 部 長

- | | | |
|----|--|---|
| 5 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）第16条第1項の規定に基づく被害回復アドバイザーの協力に関すること。 | 〃 |
| 6 | 施行規則第34条の規定に基づく報告調書の作成に関すること。 | 〃 |
| 7 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号。以下「意見聴取規則」という。）第9条第1項に規定する代理人選任届出書の受理に関すること。 | 〃 |
| 8 | 意見聴取規則第10条第1項の規定に基づく補佐人の出席申請の受理及び許可に関すること。 | 〃 |
| 9 | 意見聴取規則第11条の規定に基づく補佐人の付き添いの勧告に関すること。 | 〃 |
| 10 | 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号。以下「センター規則」という。）第1条第1項の規定に基づく指定の申請の受理に関すること。 | 〃 |
| 11 | センター規則第2条の規定に基づく指定の公示に関すること。 | 〃 |
| 12 | センター規則第3条第1項の規定に基づく名称等の変更届出の受理に関すること。 | 〃 |
| 13 | センター規則第3条第2項の規定に基づく名称等の変更事項等の公示に関すること。 | 〃 |
| 14 | センター規則第3条第3項の規定に基づく定款等の変更届出の受理に関すること。 | 〃 |
| 15 | センター規則第8条第1項の規定に基づく相談事業の開始届出の受理に関すること。 | 〃 |
| 16 | センター規則第8条第2項の規定に基づく相談事業の開始の公示に関すること。 | 〃 |
| 17 | センター規則第9条第1項の規定に基づく相談事業の休廃止届出の受理に関すること。 | 〃 |
| 18 | センター規則第9条第2項の規定に基づく相談事業の再開届出の受理に関すること。 | 〃 |
| 19 | センター規則第9条第3項の規定に基づく相談事業の再開の公示に関すること。 | 〃 |
| 20 | センター規則第14条の規定に基づく指定の取消しの公示に関すること。 | 〃 |
| 21 | 不当要求情報管理機関登録規程（平成3年国家公 | 〃 |

交通部長	<p>5 交通指導取締りの計画及び報告に関すること。</p> <p>6 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第22条の2第1項の規定に基づく最高速度違反車両、法第58条の4の規定に基づく過積載車両及び法第66条の2第1項の規定に基づく過労運転車両に係る指示（弁明の機会の付与を含む。）に関すること。</p> <p>7 法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付に関すること。</p> <p>8 確認事務の委託の手続きに関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第10条第1項の規定に基づく技能及び知識の審査に関すること。</p> <p>9 法第75条の2の2第2項の規定に基づく報告又は資料の提出に関すること。</p> <p>10 法第108条の30の規定に基づく地域交通安全活動推進委員協議会に関すること。</p> <p>11 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第3条の聴聞の主宰者の指名及び法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）第3条の意見の聴取の主宰者の指名に関する事務</p> <p>12 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この欄において「運転代行業法」という。）第5条第3項の規定に基づく認定の拒否の通知に関すること。</p>	<p>公安委員会事務</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
警備部長	<p>1 軽易な警備犯罪の捜査及び検挙計画の樹立に関すること。</p> <p>2 軽易な警備計画及びその実施に関すること。</p> <p>3 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第3項本文の規定に基づく通報の受理に関すること。</p>	公安委員会事務
参事官 (共通)	1 部長（共通）の専決事項中4から7までに掲げる事項	
課長	<p>1 職員、参考人、鑑定人等の旅行命令に関すること。</p> <p>2 職員の時間外勤務等の命令に関すること。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の確認に関すること。</p> <p>4 職員の休暇、欠勤、旅行、外泊、部分休業（高齢者部分休業は含まない。）等の願届に関すること。</p>	

(共通)	<ul style="list-style-type: none"> 5 官公署その他に対する軽易な照会及び回答に関すること。 6 主管事務の軽易な調査及び連絡に関すること。 7 その他主管事務のうち、事案が軽易であって部長の決裁を受ける必要がないと認めること。 	
会計課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の申請に対する指定に関すること。 2 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下この項において「規則」という。）第28条第2項の規定に基づく特例施設占有者の指定を受けようとする施設占有者からの申請書の受理に関すること。 3 規則第28条第4項の規定に基づく特例施設占有者の指定の公示に関すること。 4 規則第29条第1項の規定に基づく公示事項の変更をしようとする特例施設占有者からの届出の受理に関すること。 5 規則第29条第2項の規定に基づく公示事項の変更の公示に関すること。 6 規則第29条第3項の規定に基づく申請書に添付した書類の記載事項に変更があったときの特例施設占有者からの届出の受理に関すること。 7 規則第30条第2項の規定に基づく特例施設占有者の指定の取消しの公示に関すること。 	<p>公安委員会 事務</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
装備施設課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 公舎の入退居に関すること。 2 装備資機材の総合運用に関すること。 3 車両維持管理費及び警察船舶燃料費の配分に関すること。 4 県本部自動車の総合配車に関すること。 	
警務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の身分異動報告の処理に関すること。 2 地方警務官の扶養手当、住居手当、通勤手当、児童手当及び単身赴任手当の認定に関すること。 3 本部当直員の割り当てに関すること。 4 警察官の任用に関する規則（昭和31年県人事委員会規則第14号）第6条第3項の規定に基づく試験の報告に関すること。 5 職員の任用に関する規則（昭和32年県人事委員会規則第19号）第22条第2項の規定に基づく任用候補者の提示の請求に関すること。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 6 職員の採用試験の最終合格者に係る就職意思確認結果等の報告に関する事。 7 警察官採用試験の結果の公表及び成績の開示に関する事。 8 拳銃の貸与、管理換え、返納及び修理に関する事。 9 訓練実包、執行実包等の出納に関する事。 10 教養図書のあるせん及び紹介に関する事。 11 管区学校からの術科技能検定合格通知に関する事。 12 機関誌の発行に関する事。 13 警察文庫の貸出しに関する事。 	
県民支援相談課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下この項において「法」という。）第13条第1項の規定に基づく、申請者その他の関係人からの報告、文書その他の物件の提出、出頭及び医師の診断に関する事。 2 法第13条第2項の規定に基づく、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に対する照会に関する事。 	公安委員会事務 ”
監察課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 特別監察の実施に関する事。 2 軽微な規律違反等の処理に関する事。 	
厚生課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 軽易な福利厚生に関する事。 2 健康管理処置命令に関する事。 3 警察共済組合及び警察義会の職員の出張を命ずること。 4 警察共済組合及び警察義会の職員の時外勤務を命ずること。 5 警察共済組合及び警察義会の職員の休暇、欠勤、旅行、外泊その他の願届に関する事。 	
情報管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 公文書類の接受、発送及び通送に関する事。 2 警察庁電子計算組織による資料の送受信に関する事。 	
留置管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被疑者の護送に関する事。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 1 質屋営業の許可の取消し及び質屋営業の停止に係る聴聞に関する事。 2 探偵業の停止命令及び廃止命令の弁明の機会の付与に関する事。 	公安委員会事務 ”

3 古物営業を営む者及び探偵業者に対する指示に関すること。	〃
4 古物営業法（昭和24年法律第108号）第8条の2の規定に基づく閲覧等に関すること。	〃
5 古物商に対する差止め及び古物競りあわせん業者に対する競りの中止に関すること。	
6 古物商及び古物市場主の古物営業の許可の取消し及び古物営業の停止並びに認定古物競りあわせん業者及び認定外国古物競りあわせん業者の認定の取消しに係る聴聞に関すること。	公安委員会 事務
7 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第8条第4項に規定する疑わしい取引の届出の通知に関すること。	〃
8 犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第2項に規定する身分証明書の発行に関すること。	
9 警備業の認定の更新に関すること。	公安委員会 事務
10 警備員指導教育責任者の兼任の承認に関すること。	〃
11 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施に関すること。	〃
12 警備員指導教育責任者講習講師及び検定実技試験員の指定に関すること。	〃
13 警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の交付、書換え及び再交付に関すること。	〃
14 警備員等に対する検定の実施並びに成績証明書の交付、書換え及び再交付並びに合格証明書の交付、書換え及び再交付に関すること。	〃
15 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則に基づく特例承認に関すること。	〃
16 警備業の認定の取消し並びに警備員指導教育責任者資格者証、警備業務に係る検定の合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の返納の命令並びに警備業務に係る営業の停止及び廃止に係る聴聞に関すること。	〃
17 古物営業法第22条第2項に規定する身分を示す証票及び警備業法（昭和47年法律第117号）第47条第2項において準用する第38条第2項に規定する身分を示す証明書の発行に関すること。	〃

生活安全
企画課長

- | | | |
|----|--|---|
| 18 | 特定の種別の警備業務の実施基準に関すること。 | 〃 |
| 19 | 警備員教育を行うことができる者の指定に関する
こと。 | 〃 |
| 20 | 銃砲刀剣類等所持許可及び年少射撃資格認定の取
消しの聴聞に関すること。 | 〃 |
| 21 | 銃砲刀剣類等所持許可者及び年少射撃資格者に対
する指示に関すること。 | 〃 |
| 22 | 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施に
関すること。 | 〃 |
| 23 | 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの取扱いに関
する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会
の開催に関すること。 | 〃 |
| 24 | 講習修了証明書及び年少射撃資格講習修了証明書の
交付に関すること。 | 〃 |
| 25 | 猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施に関
すること。 | 〃 |
| 26 | 技能検定通知書の交付に関すること。 | 〃 |
| 27 | 技能検定合格証明書の交付に関すること。 | 〃 |
| 28 | 教習射撃指導員及び練習射撃指導員の解任命令又
は猟銃等保管業務及びクロスボウ保管業務の廃止若
しくは停止の命令の弁明の機会の付与に関するこ
と。 | 〃 |
| 29 | 猟銃安全指導委員に対する研修の実施に関するこ
と。 | 〃 |
| 30 | 猟銃安全指導委員を解嘱しようとするときの当該
猟銃安全指導委員に対する弁明の機会の付与に関す
ること。 | 〃 |
| 31 | 火薬類、銃砲刀剣類等、高圧ガス、武器等及び消
防危険物の通報等のうち、軽易な保安関係事務の処
理に関すること。 | 〃 |
| 32 | 核燃料物質等運搬届出の受理、同届出者に対する
指示及び業務に関する報告の徴収並びに原子炉設置
者等の事務所、工場等に対する立入検査に関するこ
と。 | 〃 |
| 33 | 核燃料物質等の運搬に関する軽易な業務の処理に
関すること。 | 〃 |
| 34 | 放射性同位元素等運搬（変更）届出の受理、同届
出者に対する運搬の状況及び運搬中における事故の
報告の徴収に関すること。 | 〃 |
| 35 | 放射性同位元素等の運搬の連絡等軽易な事務の処 | 〃 |

	理に関すること。	
36	風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、浴場業営業、旅館業、興業場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業の停止並びに風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可の取消し並びに特例風俗営業業者及び特例特定遊興飲食店営業業者の認定の取消し並びに店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の廃止の聴聞に関すること。	//
37	遊技機の認定及び検定に関すること。	//
38	風俗営業所及び特定遊興飲食店営業所の管理者講習の実施に関すること。	//
39	自動公衆送信装置設置者に対する勧告及び映像送信型風俗特殊営業を営む者に対する措置命令に関すること。	//
40	風俗営業業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業業者、飲食店営業を営む者及び接客業務受託営業を営む者に対する指示に関すること。	//
41	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第37条第3項に規定する身分を示す証明書の発行に関すること。	//
42	風俗環境浄化協会の指定の申請の受理、風俗環境浄化協会からの届出及び報告の受理並びに風俗環境浄化協会の指定、変更及び指定の取消しの公示並びに指定の取消しの聴聞に関すること。	//
43	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）第11条に基づく特定侵入行為の防止を図るため、錠取扱業者が組織する団体に対し、必要な助言、指導、その他の援助の実施に関すること。	公安委員会 事務
44	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の3第1項の規定による自主防犯活動用自動車への青色防犯灯の装備に関する事務のうち、青色防犯灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明及び当該証明の取消し以外の事務に関すること。	
45	軽易な特別法犯の捜査及び手配に関すること。	

地域課長	1 警察用船舶の出動に関する事。	
通信指令課長	1 警察通信の使用管理及び統制に関する事。 2 非常警報装置の設備に関する事。	
人身安全・少年課長	1 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下この項において「法」という。）第4条第1項の規程に基づく警告に関する事。 2 法第5条第2項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定に基づく聴聞に関する事。 3 法第5条第3項の規定に基づく緊急時の禁止命令等に関する事。 4 法第5条第6項の規定に基づく行った禁止命令等の内容等の通知（同条第10項において禁止命令等の有効期間の延長の処分について準用する場合を含む。）又は同条第7項の規定に基づく禁止命令等をしなかった旨等の通知（同条第10項において禁止命令等の有効期間の延長の処分について読み替えて準用する場合を含む。）に関する事。 5 法第7条第1項の規定に基づくストーカー行為等の相手方に対する援助に関する事。 6 法第13条第1項の規定に基づく警告のための報告徴収等に関する事。 7 法第13条第2項の規定に基づく禁止命令等のための報告徴収等に関する事。 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく地方裁判所からの書面提出要求に係る書面の提出及び地方裁判所からの通知に関する事。 9 子ども及び女性を対象とした性犯罪等の前兆事案の捜査及び手配に関する事。 10 行方不明者発見活動に関する事。 11 少年指導委員の告示及び研修の実施に関する事。 12 少年指導委員の解嘱の弁明に関する事。 13 店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に係る自動販売機により利用カードを販売する者に対する指示に関する事。 14 立入調査証明書の発行に関する事。 15 インターネット異性紹介事業者の事業の停止命令	公安委員会事務 〃 〃 公安委員会事務 公安委員会事務 〃 〃 〃 〃

	<p>及び廃止命令の弁明の機会の付与に関する事並びにインターネット異性紹介事業者に対する指示に関する事。</p> <p>16 登録誘引情報提供機関へのインターネット異性紹介事業者に関する情報の提供に関する事。</p> <p>17 軽易な少年犯罪の捜査及び手配に関する事。</p>	〃
サイバー犯罪対策課長	不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第9条第5項の規定に基づくアクセス制御機能を有する特定電子計算機の不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に関する事。	公安委員会事務
刑事企画課長	<p>1 手配に関する事。</p> <p>2 犯罪統計に関する事。</p> <p>3 受刑釈放者、仮釈放者等の通報に関する事。</p> <p>4 手口事務の運用に関する事。</p>	
捜査第一課長	<p>1 軽易な犯罪の捜査に関する事。</p> <p>2 移動警察の計画に関する事。</p> <p>3 軽易な犯罪情報に関する事。</p> <p>4 死体の調査に関する事。</p>	
捜査第二課長	<p>1 軽易な犯罪の捜査及び手配に関する事。</p> <p>2 軽易な犯罪情報に関する事。</p>	
	<p>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第5条第2項、第15条の2第8項及び第30条の8第4項の規定に基づく指定の理由並びに意見聴取の期日及び場所の通知並びに意見聴取の期日及び場所の公示に関する事。</p> <p>2 法第7条第1項、第3項及び第4項、第15条の2第8項並びに第30条の8第4項の規定に基づく指定の公示及び通知並びに公示事項の変更の公示に関する事。</p> <p>3 法第8条第7項、第15条の4第2項及び第30条の12第2項の規定に基づく指定の取消しの公示及び通知に関する事。</p> <p>4 法第13条の規定に基づく暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助に関する事。</p> <p>5 法第14条第1項の規定に基づく事業者に対する援助に関する事。</p> <p>6 法第14条第2項の規定に基づく事業者の責任者に対する講習に関する事。</p>	<p>公安委員会事務</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

組織犯罪
対策課長

- | | | |
|----|--|---|
| 7 | 法第15条第4項及び第5項並びに第30条の11第3項及び第4項の規定に基づく標章の貼付け及び除去に関すること。 | 〃 |
| 8 | 法第15条の2第5項及び第6項の規定に基づく標章の貼付け及び除去に関すること。 | 〃 |
| 9 | 法第15条の2第9項及び第30条の8第5項の規定に基づく警戒区域の変更の理由並びに意見聴取の期日及び場所の通知並びに意見聴取の期日及び場所の公示に関すること。 | 〃 |
| 10 | 法第15条の2第9項及び第30条の8第5項の規定に基づく警戒区域の変更の公示及び通知に関すること。 | 〃 |
| 11 | 法第33条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。 | 〃 |
| 12 | 法第34条第2項の規定に基づく命令の理由並びに意見聴取の期日及び場所の通知並びに意見聴取の期日及び場所の公示に関すること。 | 〃 |
| 13 | 法第35条第5項の規定に基づく仮の命令の理由並びに意見聴取の期日及び場所の通知並びに意見聴取の期日及び場所の公示に関すること。 | 〃 |
| 14 | 法第36条第1項の規定に基づく国家公安委員会に対する報告に関すること。 | 〃 |
| 15 | 法第36条第2項の規定に基づく国家公安委員会からの通報の受理に関すること。 | 〃 |
| 16 | 法第36条第3項の規定に基づく国家公安委員会に対する報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関すること。 | 〃 |
| 17 | 法第36条第4項の規定に基づく官庁、公共団体その他の者に対する協力要求のうち定型的な事案に関すること。 | 〃 |
| 18 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）第14条第1項の規定に基づく暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助の措置に関すること。 | 〃 |
| 19 | 施行規則第15条の規定に基づく事業者に対する援助の措置に関すること。 | 〃 |
| 20 | 施行規則第16条第1項の規定に基づく被害回復アドバイザーの運用に関すること。 | 〃 |
| 21 | 施行規則第17条第1項の規定に基づく事業者の責 | 〃 |

- 任者選任届出の受理に関する事。
- 22 施行規則第19条の規定に基づく責任者講習の通知、責任者講習受講申込書の受理及び責任者講習の受講修了書の交付に関する事。
- 23 施行規則第35条第1項の規定に基づく提出資料目録の作成、同条第2項の規定に基づく同目録の写しの交付及び同条第3項の規定に基づく提出資料の返還に関する事。
- 24 施行規則第38条の規定に基づく標章の除去に関する事。
- 25 施行規則第39条及び第40条第1項の規定に基づく他の公安委員会に対する照会又は他の公安委員会からの照会の回答に関する事。
- 26 施行規則第40条第2項の規定に基づく他の公安委員会に対する書類その他の物件の送付に関する事。
- 27 施行規則第41条第1項の規定に基づく他の公安委員会に対する協力依頼及び協力に関する事。
- 28 施行規則第41条第2項の規定に基づく他の公安委員会に対する適切な措置に関する事。
- 29 施行規則第47条第1項の規定に基づく郵便の特殊取扱いに関する事。
- 30 施行規則第47条第2項及び第48条第3項の規定に基づく郵便送達及び交付送達の記録の作成に関する事。
- 31 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号。以下「意見聴取規則」という。）第10条第2項の規定に基づく補佐人の出席許可の通知に関する事。
- 32 意見聴取規則第11条の2の規定に基づく申請書の受理及び許可の通知に関する事。
- 33 意見聴取規則第12条第3項の規定に基づく参考人の出席要求の通知に関する事。
- 34 意見聴取規則第16条第3項の規定に基づく変更の意見聴取の期日及び場所の通知並びに公示に関する事。
- 35 意見聴取規則第23条第2項及び第40条第3項の規定に基づく意見聴取続行の通知及び公示に関する事。

36	意見聴取規則第34条第2項及び第40条第3項の規定に基づく証拠調の日時及び場所の通知に関する こと。	〃
37	意見聴取規則第35条第1項及び第40条第3項の規定に基づく提出物目録の作成に関する こと。	〃
38	意見聴取規則第35条第2項及び第40条第3項の規定に基づく提出物目録の写しの交付及び提出物の返 還に関する こと。	〃
39	意見聴取規則第38条及び第40条第3項の規定に基づ く書類の作成及び閲覧に関する こと。	〃
40	意見聴取規則第39条第1項及び第40条第3項の規定に基づ く当事者に対する連絡に関する こと。	〃
41	意見聴取規則第40条第2項の規定に基づく意見聴 取の期日及び場所の通知並びに公示に関する こと。	〃
42	意見聴取規則第41条第2項の規定に基づく郵便の 特殊取扱い並びに郵便送達及び交付送達の記録の作 成に関する こと。	〃
43	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による意見聴 取に対する回答に関する こと。	〃
44	高知県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委 員会規則第3号。以下この項において「規則」とい う。）第2条第1項の規定に基づく説明又は資料の 提出の要求の通知	公安委員会 事務
45	規則第2条第2項に規定する説明・資料提出書の 受理	〃
46	規則第3条第1項の規定に基づく口頭による説明 の聴取の指示	〃
47	規則第3条第2項に規定する説明日時等変更申出 書の受理	〃
48	規則第3条第3項の規定に基づく口頭による説明 の日時又は場所の変更の決定	〃
49	規則第3条第4項の規定に基づく口頭による説明 の日時又は場所の変更の決定の通知	〃
50	規則第6条第1項の規定に基づく意見を述べる機 会の付与の通知	〃
51	規則第6条第2項に規定する意見書の受理	〃
52	規則第6条第3項に規定する証拠資料の受理	〃
53	規則第7条第1項の規定に基づく口頭による意見 の聴取の指示	〃
54	規則第7条第2項に規定する意見の聴取日時等変	〃

	<p>関すること。</p> <p>10 軽易な交通事故速報に関すること。</p> <p>11 交通統計に関すること。</p> <p>12 法第108条の29の規定に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱及び解嘱に関すること。</p> <p>13 自動運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下この項において「運転代行業法」という。）第5条第1項の規定に基づく認定申請書の受理に関すること。</p> <p>14 運転代行業法第5条第2項の規定に基づく認定、認定の通知に関すること。</p> <p>15 運転代行業法第8条の規定に基づく変更の届出に関すること。</p> <p>16 運転代行業法第9条の規定に基づく廃棄等の届出に関すること。</p> <p>17 運転代行業法第22条第1項の規定に基づく指示（特定道路交通法令違反に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>18 運転代行業法第22条第2項の規定に基づく国土交通大臣からの通知（道路運送法違反に係る指示の通知を除く。）の受理に関すること。</p> <p>19 運転代行業法第23条第2項の規定に基づく国土交通大臣からの要請の受理に関すること。</p> <p>20 運転代行業法第25条の規定に基づく処分移送通知書の送付及び受理（特定道路交通法令違反による指示に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>21 運転代行業法の規定に基づく国土交通大臣との協議に関すること。</p> <p>22 自動車運転代行業の営業の停止及び廃止に係る弁明の機会の付与に関すること。</p>	<p>公安委員会 事務</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
	<p>1 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第51条の4第3項の規定に基づく車両の駐車に関する状況の報告の受理に関すること。</p> <p>2 法第51条の4第4項の規定に基づく放置違反金の納付命令に関すること。</p> <p>3 法第51条の4第6項の規定に基づく弁明通知に関すること。</p> <p>4 法第51条の4第7項の規定に基づく弁明通知公示送達に関すること。</p>	<p>公安委員会 事務</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

- | | | |
|----|--|---|
| 5 | 法第51条の4第10項の規定に基づく放置違反金公示納付命令に関する事。 | 〃 |
| 6 | 法第51条の4第12項の規定に基づく仮納付金返還通知に関する事。 | 〃 |
| 7 | 法第51条の4第13項の規定に基づく放置違反金の督促に関する事。 | 〃 |
| 8 | 法第51条の4第14項の規定に基づく放置違反金等の滞納処分に関する事。 | 〃 |
| 9 | 法第51条の4第16項及び第17項の規定に基づく放置違反金納付命令取消し及び還付通知に関する事。 | 〃 |
| 10 | 法第51条の4第18項の規定に基づく放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達に関する事。 | 〃 |
| 11 | 法第51条の5第1項の規定に基づく必要な報告又は資料の提出の要求に関する事。 | 〃 |
| 12 | 法第51条の5第2項の規定に基づく官庁等への照会又は協力要請に関する事。 | 〃 |
| 13 | 法第51条の6第1項の規定に基づく国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関する事。 | 〃 |
| 14 | 高知県放置違反金の延滞金徴収条例（平成18年県条例第4号。次項において「徴収条例」という。）第2条の規定に基づく延滞金の徴収に関する事。 | 〃 |
| 15 | 徴収条例第3条の規定に基づく延滞金の減額又は免除に関する事。 | 〃 |
| 16 | 法第51条の11の規定に基づく報告の要求及び立入検査に関する事。 | 〃 |
| 17 | 法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく駐車監視員資格者講習（以下この項において「資格者講習」という。）の実施に関する事。 | 〃 |
| 18 | 確認事務の委託の手続きに関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下この項において「委託規則」という。）第2条第1項及び第3項の規定に基づく登録申請書及び登録更新申請書の受理に関する事。 | 〃 |
| 19 | 委託規則第6条の規定に基づく資格者講習の開催日時等の公示に関する事。 | 〃 |
| 20 | 委託規則第7条第1項の規定に基づく資格者講習の受講申込書の受理に関する事。 | 〃 |

交通指導課長	21	委託規則第9条第1項の規定に基づく資格者講習修了証明書の交付に関すること。	〃
	22	委託規則第9条第2項の規定に基づく資格者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付に関すること。	〃
	23	委託規則第10条第1項の規定に基づく技能及び知識の審査に関すること。	〃
	24	委託規則第10条第2項の規定に基づく認定申請書の受理に関すること。	〃
	25	委託規則第10条第4項の規定に基づく認定書の交付に関すること。	〃
	26	委託規則第10条第5項の規定に基づく認定書再交付申請書の受理及び再交付に関すること。	〃
	27	委託規則第11条第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証(以下この項において「資格者証」という。)の交付申請書の受理に関すること。	〃
	28	委託規則第13条第1項の規定に基づく資格者証の書換え交付申請書の受理及び書換え交付に関すること。	〃
	29	委託規則第13条第2項の規定に基づく資格者証の再交付申請書の受理及び再交付に関すること。	〃
	30	委託規則第14条第1項及び第2項の規定に基づく資格者証の返納命令書の交付及び返納受理に関すること。	〃
	31	法第75条及び第75条の2の規定に基づく自動車の使用の制限に関する権限のうち使用制限命令及び聴聞以外の権限に関すること。	〃
	32	車両等の運行を直接管理する地位にある者が違反した場合の監督行政庁に対する通知に関すること。	〃
	33	法第108条の34の規定による車両等の運転者が違反した場合における事業者及び監督行政庁に対する通知又は車両等の使用者に対する通知に関すること。	〃
	34	交通指導取締りの調整に関すること。	
	35	法第127条第2項の規定に基づく通知及び通告の決定に関すること。	
	36	交通反則該当事件として検察庁又は家庭裁判所から逆送された事件の処理に関すること。	
	37	自動軍運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下この項において「運転	公安委員会事務

	規定による通知の受理に関すること。	
	12 車庫法第9条第2項の規定による文書の交付及び標章のはり付けに関すること。	〃
	13 車庫法第9条第3項の規定による申告の受理に関すること。	〃
	14 車庫法第9条第4項の規定による確認に関すること。	〃
	15 車庫法第9条第5項の規定による確認の通知及び標章の取り除きに関すること。	〃
	16 車庫法第10条第2項の規定による聴聞の通知及び公示に関すること。	〃
	17 車庫法第13条第2項の規定による通知に関すること。	〃
	18 交通安全活動推進センター（以下この項において「センター」という。）の指定の申請及び報告の受理並びにセンターの指定、名称等の変更及び指定の取消しの公示に関すること。	
	19 道路管理者が行う通行制限の通報の処理に関すること。	
交通規制課	20 信号機、道路標識及び道路標示の設置について道路管理者等に対する協議又は申請に関すること。	
長	21 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査のうち、軽易なものに関すること。	
	22 交通関係情報の交換に関すること。	
	23 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この項において「災対法」という。）第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この項において「災対法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、1月を超えない範囲内のものに限る。）。	公安委員会 事務
	24 災対法第76条の4第1項の規定による道路管理者への要請に関すること。	〃
	25 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「災対法施行令」という。）第33条第1項及び第2項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに同条第3項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃
	26 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下この項において「災対法施行規則」という。）	〃

- | | |
|---|---|
| 第6条の3第1項の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の書換え交付に関すること。 | |
| 27 災対法施行規則第6条の4第1項の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の再交付に関すること。 | 〃 |
| 28 災対法施行規則第6条の5の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。 | 〃 |
| 29 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。 | 〃 |
| 30 災対法施行令第33条の3第1項の規定により道路管理者から公安委員会に対して行われる通知の処理に関すること。 | 〃 |
| 31 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第24条の規定に基づく緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止及び制限に関すること(通行の禁止及び制限の期間が、1月を超えない範囲内のものに限る。) | 〃 |
| 32 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第12条第1項及び第2項の規定に基づく緊急輸送車両の確認並びに同条第3項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。 | 〃 |
| 33 大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号。以下この項において「大震法施行規則」という。)第6条の3第1項の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の書換え交付に関すること。 | 〃 |
| 34 大震法施行規則第6条の4第1項の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の再交付に関すること。 | 〃 |
| 35 大震法施行規則第6条の5の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。 | 〃 |
| 36 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下この欄において「原災法」という。)第28条第2項において災対法第76条第1項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限(以下この項において「原災法の規定に基づく交通規制」という。)に関すること(通行の禁止及び制限の期間が、1月を超えない範囲内のものに限る。) | 〃 |

	<p>両の通行の禁止及び制限（以下この項において「原災法の規定に基づく交通規制」という。）に関する こと（通行の禁止及び制限の期間が、1月を超えない範囲内のものに限る。）。</p> <p>37 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下この項において「原災法施行令」という。）第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項及び原災法施行令第8条第1項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第2項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに災対法施行令第33条第3項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。</p> <p>38 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成12年総理府令第59号）第1項の規定により読み替えて適用される災対法施行規則第6条の5の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関する こと。</p> <p>39 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関する こと。</p> <p>40 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第155条第1項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この項において「国民保護法の規定に基づく交通規制」という。）に関する こと（通行の禁止及び制限の期間が、1月を超えない範囲内のものに限る。）。</p> <p>41 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条において災対法施行令第33条第1項及び第2項の規定の例によることとされる緊急通行車両の確認並びに同条第3項の規定の例によることとされる標章及び証明書の交付に関する こと。</p> <p>42 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関する こと。</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
	<p>1 運転免許関係の申請書及び届出書の受理に関する こと。</p>	<p>公安委員会 事務</p>

運 転 免 許 センター長	2 運転免許試験（再試験、再試験不合格者に対する免許の取消し及び免許の条件の解除等に関する審査を含む。）の実施に関する事。	〃
	3 運転免許証の交付及び再交付並びに返納の処理に関する事。	〃
	4 国外運転免許申請の受理並びに国外運転免許証の交付及び返納に関する事。	〃
	5 運転免許証の更新及び記載事項変更の処理に関する事。	〃
	6 指定自動車教習所の指定基準の適合検査に関する事。	〃
	7 指定自動車教習所の指定申請書に係る記載事項変更の処理に関する事。	〃
	8 指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告または資料の提出を求める事。	〃
	9 国際運転免許証に係る自動車等の運転の禁止で90日未満の処分に関する事。	〃
	10 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第1号ロに規定する認知機能検査又は同項第2号ニに規定する運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査又は講習の実施に関する事。	〃
	11 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第108条の2第1項第2号から第14号までに定める講習の実施に関する事。	〃
	12 国際運転免許証に係る自動車等の運転の禁止期間の短縮に関する事。	〃
	13 法第106条に定める国家公安委員会への報告に関する事。	〃
	14 国際運転免許証に係る自動車等の運転の禁止又は運転の禁止期間の短縮について、総理府令で定める事項の国家公安委員会に対する報告に関する事。	〃
	15 法第104条、法第104条の2の2第6項の規定に基づく意見の聴取の公示及び通知並びに法第104条の2及び法第104条の2の3第7項の規定に基づく聴聞の公示及び通知の事務に関する事。	〃
	16 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）第6条の補佐人の申請の受理、資格の判断及び許可通知に関する事務。	〃

17	仮運転免許証の交付及び仮運転免許の取消処分に関すること。	〃
18	運転免許の保留及び運転免許の効力の停止で90日未満の処分に関すること。	〃
19	運転免許の保留及び運転免許の効力の停止期間の短縮に関すること。	〃
20	運転免許証の手配に関すること。	〃
21	運転練習のための運転免許試験場の使用許可に関すること。	〃
22	道路交通法施行令（昭和35年政令第269号）第32条の2、第32条の3の2及び第32条の5に規定する緊急自動車の運転資格の審査に関すること。	〃
23	再試験を行う旨の通知等に関すること。	
24	法第108条の3、第108条の3の2及び第108条の3の3の規定に基づく受講通知に関すること。	公安委員会 事務
25	指定講習機関の指定の手續等に関すること。	
26	運転習熟指導員の解任（弁明等の機会供与を含む。）を命ずることの手續に関すること。	
27	指定講習機関の講習業務規程及び同規程の変更、認可手續に関すること。	
28	指定講習機関に対する措置及び監督上の命令の手續に関すること。	
29	指定講習機関に対する検査、報告又は資料の提出を求めることに関すること。	
30	指定講習機関の名称等の変更届出受理、講習の休止又は廃止の許可、指定の取消し（弁明等の機会供与を含む。）等の手續に関すること。	
31	届出自動車教習所の届出の受理、指導及び助言に関すること。	
32	届出自動車教習所を設置し又は管理する者に対し必要な報告又は資料の提出を求めること。	
33	届出自動車教習所の届出事項の変更に関すること。	
34	法第90条の規定に基づく適性検査を受け、又は診断書を提出すべき旨の命令に関すること。	公安委員会 事務
35	法第91条の規定に基づく免許の条件に関すること。	〃
36	法第91条の2の規定に基づく申請による免許の条件の付与等に関すること。	〃
37	法第97条の2第1項第3号の規定に基づく認知機	〃

- 能検査等、運転技能検査等及び高齢者講習、法第108条の2第1項第12号に掲げる講習、同条第2項の規定による講習又は第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程に関すること。
- 38 法第97条の3の規定に基づく運転免許試験を停止すること。 //
- 39 法第97条の3の規定に基づく運転免許試験合格決定の取消しの手続(聴聞を除く。)に関すること。 //
- 40 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下この項において「審査規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査(以下この項において「技能検定員審査等」という。)に関すること。 //
- 41 審査規則第2条及び第10条第2項に基づく技能検定員審査等の公示に関すること。 //
- 42 審査規則第3条第1項及び第11条第1項の規定に基づく技能検定員審査等の申請書の受理に関すること。 //
- 43 審査規則第5条及び第13条の規定に基づく技能検定員審査等の合格証明書の交付又は再交付に関すること。 //
- 44 審査規則第6条及び第14条の規定に基づく認定に関すること。 //
- 45 審査規則第7条第1項及び第15条第1項の規定に基づく技能検定員及び教習指導員の資格者証の交付に関すること。 //
- 46 審査規則第8条及び第16条第1項の規定に基づく技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の再交付申請書若しくは書換え申請書の受理又は当該資格者証の再交付に関すること。 //
- 47 法第99条の2第5項の規定に基づく技能検定員資格者証の返納命令の手続(聴聞を除く。)に関すること。 //
- 48 法第99条の3第5項の規定に基づく教習指導員資格者証の返納命令の手続(聴聞を除く。)に関すること。 //
- 49 法第99条の7の規定に基づく指定自動車教習所に対する適合命令等の手続に関すること。 //

- | | | |
|----|--|---|
| 50 | 法第100条の規定に基づく指定自動車教習所指定の取消し又は卒業証明書若しくは修了証明書の発行禁止処分の手続（聴聞を除く。）に関する事 | 〃 |
| 51 | 法第101条の4の規定に基づく認知機能検査等、運転技能検査等及び高齢者講習に関する事 | 〃 |
| 52 | 法第101条の5の規定に基づく必要な報告に関する事 | 〃 |
| 53 | 法第101条の6の規定に基づく医師からの診察結果の届出、医師からの確認の求めに対する回答及び居住地を管轄する公安委員会への通知に関する事 | 〃 |
| 54 | 法第101条の7の規定に基づく臨時認知機能検査等及び臨時高齢者講習に関する事 | 〃 |
| 55 | 法第102条の規定に基づく臨時適性検査及び診断書を提出すべき旨の命令に関する事 | 〃 |
| 56 | 法第90条第1項第1号から第2号までの規定に基づく免許の保留の解除及び法第103条第1項第1号から第3号までの規定に基づく免許の効力の停止の解除に関する事 | 〃 |
| 57 | 法第103条第6項の規定に基づく適性検査を受け、又は診断書を提出すべき旨の命令に関する事 | 〃 |
| 58 | 法第104条の2の3の規定に基づく免許の効力の停止の解除及び弁明の機会の付与に関する事 | 〃 |
| 59 | 法第104条の4の規定に基づく免許取消し申請の受理及び他の種類の免許を受けたい旨の申出に係る免許証の交付並びに運転経歴証明書の交付に関する事 | 〃 |
| 60 | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の12第1項の規定に基づく運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理及び規則第30条の13第1項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付の申請及び受理に関する事 | 〃 |
| 61 | 法第107条の3の2の規定に基づく必要な報告に関する事 | 〃 |
| 62 | 法第107条の4第3項の規定に基づく措置命令のうち免許の条件に関する事 | 〃 |
| 63 | 法第108条の32の2の規定に基づく運転免許取得者等教育のうち、次に掲げるの事項に関する事 | 〃 |
| | (1) 認定の手続 | |
| | (2) 運転免許取得者等教育の適正な水準確保のため | |

	<p>に必要な指導又は助言</p> <p>(3) (2)の指導又は助言をするために必要な限度における必要な報告又は資料の提出</p> <p>64 法第108条の32の3の規定に基づく運転免許取得者等検査のうち、次に掲げる事項に関すること。</p> <p>(1) 認定の手続</p> <p>(2) 運転免許取得者等検査の適正な水準確保のために必要な指導又は助言</p> <p>(3) (2)の指導又は助言をするために必要な限度における必要な報告又は資料の提出</p> <p>65 センター長の旅行命令に関すること。ただし、県内旅行命令については交通部長、県外旅行命令については交通部長及び本部長の承認を受けなければならない。</p>	<p>〃</p>
交機隊長	<p>1 軽易な交通関係犯罪の捜査及び手配に関すること。</p> <p>2 隊員の教養訓練実施についての細部的事項に関すること。</p> <p>3 隊長の旅行命令に関すること。ただし、県内旅行命令については交通部長、県外旅行命令については交通部長及び本部長の承認を受けなければならない。</p>	
	<p>1 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第59条の規定に基づく自動車の牽引の許可に関すること（高速自動車国道等（高知県警察組織規則（平成6年公安委員会規則第1号）第25条第1号に規定する高速自動車国道等という。以下同じ。）におけるものに限る）。</p> <p>2 法第109条の2に定める公安委員会が行う情報の提供に関すること。</p> <p>3 高速自動車国道法第24条の2の規定に基づく国土交通大臣との協議及び通知の受理に関すること。</p> <p>4 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下この項において「災対法」という。）第48条第2項の規定に基づく防災訓練のために行う交通の規制に関すること（高速自動車国道等におけるものに限る）。</p> <p>5 災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この項において「災対法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（高速自動車国道等に係るもので、通</p>	<p>公安委員会事務</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

- と。
- 16 大震法施行規則第6条の5の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。 //
- 17 地震法第32条第2項の規定に基づく地震に係る防災訓練のために行う交通の規制に関すること（高速自動車国道等におけるものに限る。）。 //
- 18 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この項において「原災法」という。）第28条第2項において災対法第76条第1項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この項において「原災法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（高速自動車国道等に係るもので、通行の禁止及び制限の期間が1月を超えない範囲内のものに限る。）。 //
- 19 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下この項において「原災法施行令」という。）第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項及び原災法施行令第8条第1項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第2項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに災対法施行令第33条第3項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。 //
- 20 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成12年総理府令第59号）第1項の規定により読み替えて適用される災対法施行規則第6条の5の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。 //
- 21 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。 //
- 22 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下この項において「国民保護法」という。）第155条第1項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下この欄において「国民保護法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（高速

	<p>自動車国道等に係るもので、通行の禁止及び制限の期間が1月を超えない範囲内のものに限る。)</p> <p>23 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条において災対法施行令第33条第1項及び第2項の規定の例によることとされる緊急通行車両の確認並びに同条第3項の規定の例によることとされる標章及び証明書の交付に関すること。</p> <p>24 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。</p> <p>25 国民保護法第42条第2項の規定に基づく国民の保護のための措置についての訓練のために行う交通の規制に関すること（高速自動車国道等に係るものに限る。)</p> <p>26 軽易な交通関係犯罪の捜査及び手配に関すること。</p> <p>27 隊員の軽易な教養訓練の実施に関すること。</p> <p>28 隊長の旅行命令に関すること。ただし、県内旅行命令については交通部長、県外旅行命令については交通部長及び本部長の承認を受けなければならない。</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
警備第一課長	<p>1 軽易な警備関係犯罪の捜査及び手配に関すること。</p> <p>2 軽易な装備資機材の貸出しに関すること。</p> <p>3 軽易な警備関係渉外事務の処理に関すること。</p> <p>4 警備資料の整備に関すること。</p> <p>5 軽易な警備情報に関すること。</p>	
警備第二課長	<p>1 軽易な装備資機材の貸出しに関すること。</p> <p>2 警察用航空機の使用及び搭乗に関すること。</p> <p>3 緊急を要する警察用航空機の派遣要請を行う場合の警察庁に対する連絡に関すること。</p> <p>4 緊急を要する警察用航空機の派遣及び派遣要請の受理に関すること。</p> <p>5 職員以外の者の警察用航空機の搭乗に関すること。</p> <p>6 軽易な災害警備訓練計画の策定及びその実施に関すること。</p>	
	<p>1 警備実施以外の事案に対する隊員の応援出動を命ずること。</p> <p>2 機動隊員の教養訓練に関すること。</p>	

機 動 隊 長	3 隊長の旅行命令に関する事。ただし、県内旅行命令については警備部長、県外旅行命令については警備部長及び本部長の承認を受けなければならない。	
警察学校長	1 部外講師の委嘱に関する事。 2 学校給食に関する事。 3 校長の旅行命令に関する事。ただし、県内旅行命令については警務部長、県外旅行命令については警務部長及び本部長の承認を受けなければならない。	
通 告 官	1 交通反則告知の審査に関する事。 2 道路交通法第127条第1項の規定に基づく通告に関する事。 3 仮納付者に対する公示通告に関する事。 4 反則金不納付事件の送致に関する事。 5 告知書又は通告書の交付を所轄署長に囑託すること。 6 その他通告センター及び支所の事務に関する事。	

別表第2 (第3条関係) 一部改正〔昭和43年本部訓令3号・44年14号・45年2号・46年14号・18号・47年15号・48年4号・53年23号・25号・56年6号・58年2号・60年2号・22号・62年8号・平成3年18号・4年3号・6号・10号・14号・6年18号・7年2号・18号・8年6号・16号・9年5号・10年4号・5号・11号・11年2号・12年18号・13年3号・14年12号・14号・15年19号・17年25号・18年4号・16号・20号・19年23号・36号・20年3号・8号・17号・28号・21年15号・23号・24年3号・24号・25号・26年7号・27年2号・28年7号・9号・令和3年1号・令和7年6号・令和7年22号・令和7年25号〕

署 長 専 決 事 項		備 考
専 決 事 項		
1	遺失物法（平成18年法律第73号）第25条第1項の規定に基づく施設占有者に対する報告又は資料の提出の要求に関すること。	公安委員会事務
2	遺失物法第25条第2項の規定に基づく特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求に関すること。	〃
3	遺失物法第26条の規定に基づく施設占有者又は特例施設占有者に対する指示に関すること。	〃
4	風俗営業の許可、許可に対する条件の付加又は変更、相続の承認、合併の承認、分割の承認及び構造設備の変更承認並びに特例風俗営業者の認定に関すること。	〃
5	特定遊興飲食店営業の許可、許可に対する条件の付加又は変更、相続の承認、合併の承認、分割の承認及び構造設備の変更承認並びに特例特定遊興飲食店営業者の認定に関すること。	〃
6	性風俗関連特殊営業の各種届出（廃止した場合におけるものを除く。）に対する届出確認書の交付、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の停止に係る標章の取り除き及び無店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業に係る違反広告物の除却に関すること。	〃
7	風俗営業、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業、酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業を営む者及び接客業務受託営業を営む者に対する報告又は資料の提出要求に関すること。	〃
8	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第6条の4（同規則第74条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく聴聞決定予定日の通知及び同通知に係る伝達に関すること。	〃
9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条の2第2項の規定に基づく少年指導委員に対する立入りの指示に関すること。	〃

- | | | |
|----|--|---|
| 10 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同法に関する法令に基づく申請又は届け出に関すること。 | 〃 |
| 11 | 質屋営業の許可、営業内容の変更許可及び質屋営業法令に基づく諸願届の処理に関すること。 | 〃 |
| 12 | 古物営業の許可及び古物営業法令に基づく申請又は届出の処理に関すること。 | 〃 |
| 13 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定する疑わしい取引の届出の受理、報告、資料の提出要求、立入検査並びに指導、助言及び勧告に関すること。 | 〃 |
| 14 | 高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成8年県条例第41号）に基づく届出の処理に関すること。 | 〃 |
| 15 | 高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例に基づく違反広告物の除却等の命令に関すること。 | 〃 |
| 16 | 店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に係る自動販売機により利用カードを販売する者に対する報告又は資料の提出要求に関すること。 | 〃 |
| 17 | インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）及び同法に関する法令に基づくインターネット異性紹介事業者の事業開始の届出、廃止の届出等諸届出の処理並びに報告又は資料の提出要求に関すること。 | 〃 |
| 18 | 警備業の認定申請、営業所の届出・廃止の届出等警備業法令に基づく諸届出の処理並びに報告の徴収及び立入検査に関すること。 | 〃 |
| 19 | 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）及び同法に関する法令に基づく探偵業の開始の届出、廃止の届出等諸届出の処理並びに報告及び立入検査に関すること。 | 〃 |
| 20 | 銃砲等又は刀剣類の所持許可（拳銃及び空気拳銃の所持許可並びに猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの新規所持許可を除く。）、許可の条件及び変更、猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可事項の抹消、銃砲等又は刀剣類の確認、猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新並びに猟銃、空気銃及び備付け銃の番号又は記号の打刻及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の第18条の2第1項に規定するクロスボウ番号標の表示に関すること。 | 〃 |
| 21 | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第1項に規定する認知機能に関する検査（同法第7条の3第3項で準用する場合を含む。）の実施に関すること。 | 〃 |

- | | | |
|----|---|---|
| 22 | 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の規定に基づく医師の診断を受けるべきことの命令及び当該医師の診断書を提出すべきことの命令に関すること。 | 〃 |
| 23 | 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項に規定する許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合の不許可に関すること。 | 〃 |
| 24 | 技能講習通知書、技能講習修了証明書、練習資格認定証及び年少射撃資格認定証の交付に関すること。 | 〃 |
| 25 | 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項に規定する認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときの不認定に関すること。 | 〃 |
| 26 | 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6第1項の規定に基づく銃砲及び実包等の保管状況の報告の要求に関すること。 | 〃 |
| 27 | 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく同法第4条若しくは第6条の規定による許可を受けた者に対する報告の要求又は医師の診断を受けるべきことの命令に関すること。 | 〃 |
| 28 | 銃砲刀剣類所持等取締法第13条の2の規定に基づく公務所等への照会に関すること。 | 〃 |
| 29 | 銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品（以下「銃砲等」という。）の提出命令、銃砲等の仮領置及び仮領置に係る銃砲等の返還、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の3の規定に基づく調査を行う間における銃砲又は刀剣類の保管及び保管に係る銃砲等の返還並びに銃砲刀剣類所持等取締法令に基づく諸届出の処理に関すること。 | 〃 |
| 30 | 銃砲刀剣類所持等取締法第13条の4に規定する都道府県公安委員会との連絡に関すること。 | 〃 |
| 31 | 銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第3項の規定に基づく猟銃安全指導委員に対する情報の提供に関すること。 | 〃 |
| 32 | 火薬類運搬証明書の交付及び火薬類の運搬についての必要な指示に関すること。 | 〃 |
| 33 | 猟銃用火薬類等の譲渡し、譲受け、輸入及び消費の許可並びに火薬類取締法令に基づく諸願届書の処理に関すること。 | 〃 |
| 34 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第13条の規定に基づく暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助に関すること。 | 〃 |
| 35 | 暴力団対策法第14条第1項の規定に基づく事業者に対する援助に関すること。 | 〃 |

- | | | |
|----|---|---|
| 36 | 暴力団対策法第33条第1項の規定に基づく立入検査に関する
こと。 | 〃 |
| 37 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則
(平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」とい
う。)第14条第1項の規定に基づく暴力的要求行為又は準暴力的
要求行為の相手方に対する援助の措置に関すること。 | 〃 |
| 38 | 施行規則第15条の規定に基づく事業者に対する援助の措置に
関すること。 | 〃 |
| 39 | 施行規則第16条第1項の規定に基づく被害回復アドバイザー
の運用に関すること。 | 〃 |
| 40 | 安全運転管理者及び副安全運転管理者の届出事項の変更に関
すること。 | 〃 |
| 41 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法
律第57号)及び同法に関する法令に基づく申請又は届出の処理
並びに同法第21条に基づく報告及び立入検査に関すること。 | 〃 |
| 42 | 道路交通法令に基づく自動車の使用制限に係る処分の執行に
関すること。 | 〃 |
| 43 | 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この項において「道
交法」という。)第4条1項後段の規定に基づく交通規制に関
すること。 | 〃 |
| 44 | 道交法第109条の2に定める公安委員会が行う情報の提供に
関すること。 | 〃 |
| 45 | 道交法第110条の2の規定に基づく公安委員会の権限に関す
ること。 | 〃 |
| 46 | 道交法第111条の規定に基づく道路の交通に関する調査の実
施及び調査結果の通知に関すること。 | 〃 |
| 47 | 公安委員会が通行を禁止し、又は制限した道路の通行の許可
に関すること。 | 〃 |
| 48 | 道交法第59条の規定に基づく自動車の牽引の許可に関するこ
と。 | 〃 |
| 49 | 車両等の運行を直接管理する地位にある者が違反をした場合
の監督行政庁等に対する通知に関すること。 | 〃 |
| 50 | 道交法第89条第1項の規定に基づく免許申請書等の受理及び
運転免許試験(小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の
運転免許試験、同法第97条の2第1項第3号の規定に該当する
者に対する適性試験並びに指定自動車教習所における仮運転免
許試験に限る。)の実施に関すること。 | 〃 |
| 51 | 道交法第89条第2項の規定に基づく質問票の交付に関するこ
と。 | 〃 |
| 52 | 道交法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等 | 〃 |

- の種類限定、条件の付与及び条件の変更（視力に係るものに限る。）に関する事。
- 53 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交法規則」という。）第18条の5の規定に基づく限定解除審査申請書（視力に係るものに限る。）の受理に関する事。 //
- 54 道交法第91条の2第1項の規定に基づく申請による免許の条件の付与又は変更に係る申請の受理に関する事。 //
- 55 道交法第91条の2第2項の規定に基づく申請による免許の条件の付与又は変更に関する事。 //
- 56 道交法第92条第1項の規定に基づく免許証の交付に関する事。 //
- 57 道交法第93条第2項（同法第95条の3及び第95条の4第2項により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証への条件に係る事項（視力又は同法第91条の2第2項の規定に係るものに限る。）の記載に関する事。 //
- 58 道交法第93条の2の規定に基づく免許証の電磁的方法による記録に関する事。 //
- 59 道交法第94条第1項（同法第95条の5第2項により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の記載事項の変更届出の受理及び変更に係る事項の記載又は記録に関する事。 //
- 60 道交法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付の申請の受理及び再交付に関する事。 //
- 61 道交法第95条の2第1項の規定に基づく特定免許情報の記録の申請の受理に関する事。 //
- 62 道交法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の電磁的方法による記録に関する事。 //
- 63 道交法第95条の2第4項の規定に基づく免許証の返納の届出の受理に関する事。 //
- 64 道交法第95条の2第5項（同法第106条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付を受けようとする場合における特定免許情報の記録の申請の受理に関する事。 //
- 65 道交法第95条の2第6項（同法第106条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付を希望しない旨の申出の受理に関する事。 //
- 66 道交法第95条の2第10項の規定に基づく免許情報記録の抹消の届出の受理及び免許情報記録の抹消に関する事。 //
- 67 道交法第95条の2第11項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく免許証の交付の申請

の受理に関すること。	
68 道交法規則第21条の13の規定に基づく戸籍電子証明書の提供を受けるための措置に関すること。	〃
69 道交法規則第21条の14第1項（同規則第30条の15第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置に関すること。	〃
70 道交法第101条第1項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく更新申請書等の受理に関すること。	〃
71 道交法第101条第4項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく質問票の交付に関すること。	〃
72 道交法第101条第5項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく適性検査の実施に関すること。	〃
73 道交法第101条の2第1項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく特例更新申請書等の受理に関すること。	〃
74 道交法第101条の2第2項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく質問票の交付に関すること。	〃
75 道交法第101条の4の2第1項の規定に基づく更新された免許証の交付に関すること。	〃
76 道交法第101条の4の2第2項の規定に基づく免許証の交付を希望しない旨の申出の受理に関すること。	〃
77 道交法第101条の4の2第3項（同法第107条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づく免許情報記録の有効期間の更新に関すること。	〃
78 道交法第101条の5の規定に基づく報告徴収に関すること。	〃
79 道交法第101条の6第1項の規定に基づく医師からの診察結果の届出の受理に関すること。	〃
80 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国公安委員会規則第27号。以下この項において「聴取規則」という。）第14条第1項の規定に基づく書面による弁明を認めることに関すること。	〃
81 聴取規則第14条第2項の規定に基づく弁明録取者の指名に関すること。	〃
82 聴取規則第15条第3項の規定に基づく弁明調書の受理に関すること。	〃
83 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安	〃

委員会規則第26号。以下この項において「聴聞規則」という。）	
第21条第1項の規定に基づく弁明録取者の指名に関する事	
84 聴聞規則第22条第3項の規定に基づく弁明調書の受理に	〃
関すること。	
85 道交法第104条の2の3第2項の規定に基づく弁明の機	〃
会の付与に関する事	
86 道交法第104条の3第1項（同法第107条の5第11項に	〃
おいて準用する場合を含む。）の規定に基づく免許の取消し又は効	
力の停止に係る書面の交付に関する事	
87 道交法第104条の4第1項の規定に基づく免許の取消し申	〃
請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出の受理に関する事	
88 道交法第104条の4第2項の規定に基づく申請に係る免許	〃
の取消しに関する事	
89 道交法第104条の4第3項の規定に基づく申請により免許	〃
を取り消した場合における免許証の返納の受理又は免許情報記録	
の抹消及び他の種類の免許を受けたい旨の申出に係る免許を	
与えることに関する事	
90 道交法第105条の2第1項の規定に基づく運転経歴証明	〃
書の交付の申請の受理に関する事	
91 道交法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明	〃
書の交付に関する事	
92 道交法第105条の2第3項の規定に基づく運転経歴情報	〃
の記録の申請の受理に関する事	
93 道交法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報	〃
の電磁的方法による記録に関する事	
94 道交法規則第30条の10第1項の規定に基づく運転経歴	〃
証明書の記載事項の変更の届出の受理及び変更に係る事項	
の記載に関する事	
95 道交法規則第30条の11第1項の規定に基づく運転経歴	〃
証明書の再交付の申請の受理及び再交付に関する事	
96 道交法規則第30条の12の規定に基づく運転経歴証明	〃
書の返納の届出の受理に関する事	
97 道交法規則第30条の15第1項の規定に基づく住所等	〃
の変更の届出の受理に関する事	
98 道交法規則第30条の15第6項の規定に基づく戸籍電子	〃
証明書の提供を受けるための措置に関する事	
99 道交法規則第30条の16第1項の規定に基づく運転経	〃
歴情報の抹消に関する事	
100 道交法規則第30条の16第2項の規定に基づく運転経	〃
歴情報の抹消に関する事	

- | | |
|---|---|
| 101 道交法第106条の2第1項の規定に基づく仮免許の取消しの
手続に関する事。 | 〃 |
| 102 道交法第106条の3第1項の規定に基づく免許証の返納の受
理に関する事。 | 〃 |
| 103 道交法第106条の3第2項の規定に基づく他の種類の免許を
受けている場合（同法第104条の4第2項の規定により免許を
取り消された者に限る。）における免許証の交付に関する事。 | 〃 |
| 104 道交法第106条の3第4項の規定に基づく効力停止に際し提
出された免許証の受理に関する事。 | 〃 |
| 105 道交法第106条の3第5項の規定に基づく免許証の返還に関
する事。 | 〃 |
| 106 道交法第106条の4第1項の規定に基づく免許情報記録の抹
消に関する事。 | 〃 |
| 107 道交法第106条の4第2項の規定に基づく他の種類の免許を
受けている場合（同法第104条の4第2項の規定により免許を
取り消された者に限る。）における免許情報記録の書換えに関
する事。 | 〃 |
| 108 道交法第106条の5の規定に基づく免許証の交付及び免許情
報記録の書換え（同法第104条の4第2項の規定により免許を
取り消した場合に限る。）に関する事。 | 〃 |
| 109 道交法第106条の6の規定に基づく免許情報記録の書換えに
関する事。 | 〃 |
| 110 道交法第107条の5第5項の規定に基づく自動車等の運転の
禁止に際し提出された国際運転免許証等の受理に関する事。 | 〃 |
| 111 道交法第107条の5第6項（同条第7項において準用される
場合を含む。）の規定に基づく国際運転免許証等の返還に関す
る事。 | 〃 |
| 112 道交法第107条の5第7項の規定に基づく処分期間中の再上
陸に際し提出された国際運転免許証等の受理に関する事。 | 〃 |
| 113 道交法第107条の7第2項の規定に基づく国外運転免許証の
交付申請書の受理に関する事。 | 〃 |
| 114 道交法第107条の7第3項の規定に基づく国外運転免許証の
交付に関する事。 | 〃 |
| 115 災害対策基本法（昭和36条法律第223号。以下「災対法」と
いう。）第48条第2項の規定に基づく防災訓練のために行う交
通の規制に関する事。 | 〃 |
| 116 災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両
の通行の禁止及び制限（以下「災対法の規定に基づく交通規制」
という。）に関する事（通行の禁止及び制限の期間が、1月
を超えない範囲内のものに限る。）。 | 〃 |

117 災対法第76条の4第1項の規定による道路管理者への要請に関すること。	〃
118 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項及び第2項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに同条第3項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃
119 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）第6条の3第1項の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の書換え交付に関すること。	〃
120 災対法施行規則第6条の4第1項の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の再交付に関すること。	〃
121 災対法施行規則第6条の5の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。	〃
122 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。	〃
123 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第24条の規定に基づく緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止及び制限に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、1月を超えない範囲内のものに限る。）。	〃
124 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項及び第2項の規定に基づく緊急輸送車両の確認並びに同条第3項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。	〃
125 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）第6条の3第1項の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の書換え交付に関すること。	〃
126 大震法施行規則第6条の4第1項の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の再交付に関すること。	〃
127 大震法施行規則第6条の5の規定に基づく緊急輸送車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。	〃
128 地震法第32条第2項の規定に基づく地震に係る防災訓練のために行う交通の規制に関すること。	〃
129 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第28条第2項において災対法第76条第1項の規定を読み替えて適用することとされる緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下「原災法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、1月を超えない範囲内のものに限る。）。	〃
130 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。	〃

以下「原災法施行令」という。) 第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項及び原災法施行令第8条第1項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第2項の規定に基づく緊急通行車両の確認並びに災対法施行令第33条第3項の規定に基づく標章及び証明書の交付に関すること。

- | | |
|--|---|
| 131 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成12年総理府令第59号）第1項の規定により読み替えて適用される災対法施行規則第6条の5の規定に基づく緊急通行車両の標章及び証明書の返納の受理に関すること。 | 〃 |
| 132 災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。 | 〃 |
| 133 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第155条第1項の規定に基づく緊急通行車両以外の車両の通行の禁止及び制限（以下「国民保護法の規定に基づく交通規制」という。）に関すること（通行の禁止及び制限の期間が、1月を超えない範囲内のものに限る。）。 | 〃 |
| 134 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条において災対法施行令第33条第1項及び第2項の規定の例によることとされる緊急通行車両の確認並びに同条第3項の規定の例によることとされる標章及び証明書の交付に関すること。 | 〃 |
| 135 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認並びに標章及び証明書の交付に関すること。 | 〃 |
| 136 国民保護法第42条第2項の規定に基づく国民の保護のための措置についての訓練のために行う交通の規制に関すること。 | 〃 |
| 137 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第12条の規定による報告又は資料の提出要求に関すること。 | 〃 |
| 138 署員の招集に関すること。 | |
| 139 署員の勤務を要しない時間の指定及び変更の承認申請に関すること。 | |
| 140 署員の休暇、欠勤、旅行、外泊、部分休業（高齢者部分休業は含まない。）等の願届に関すること。 | |
| 141 署員の時間外勤務等の命令に関すること。 | |
| 142 管理職特別勤務手当の確認に関すること。 | |